

# 不適正処理拡大の可能性も

10月19日に公布され、来年4月1日施行を目指す改正廃棄物処理法は、建設系廃棄物の処理責任を元請業者に一元化することとなった。建設廃棄物の排出責任を明確化し適正処理を確保するための措置だが、関係者からは建設工事現場の残置廃棄物や掘り起こし廃棄物を巡って新たな不適正処理拡大を懸念する声が出ている。公共工事では落札したゼネコン等が排出事業者となるが、その現場で掘り起こし廃棄物が出てきた場合「ゼネコンが新たにコストを負担して処理する可能性は低く、結局は処理業者に押し付けられ、それが不適正処理につながる」となるのでは、「との指摘がある。

## 元請一元化で混乱の懸念

今回の処理責任の元請一元化で建設廃棄物の排出事業者は元請業者と特定されたが、同法で排出事業者を特定したのは今回が初めて。とくに問題の多いとされる建設廃棄物の処理責任を明確化するの狙いだが、建設廃棄物の範囲については曖昧な部分がある。これまでも問題となっていた転層後に残された荷物や解体物などの残置廃棄物や、地中に埋まっている状態で発覚した掘り起こし廃棄物などの処理は問題となっていた。

残置廃棄物についてはある程度が分かっており排出者も比較的に特定しやすいので、元の持ち主に処理責任を求めることも

できるが、その問題となっているのが工事に着手してから予想外に発見された掘り起こし廃棄物や汚染土壌などの処理だ。

これについては実際公共工事の場合など、落札したゼネコンが処理を担っていることも多い。しかし、最近の入札では価格競争をとり、自治体が試算した計画価格よりかなり安価で落札されるケースが多い。ぎりぎりコストで請け負って

いるゼネコンによって予想外の廃棄物の処理は負担となる。特に有害物や汚染土壌が発見された場合は深刻だ。

ある処理業界関係者は、「結局は処理業者が他の建設廃棄物と合わせて当初からの費用で処理を委託されることが多い。不況で処理業者も経営が厳しい、場合によってはそれが不適正処理につながる可能性もある」と指摘する。

現在環境省では処理責任の元請一元化に伴い、責任を負うべき廃棄物の範囲をどこまでとするか、残置廃棄物、掘り起こし廃棄物の扱いを含めて一定の方向性を示すべく整理を進めている。しかし、実際の公共工事では自治体の判断に委ねられる部分も多く、どこまでルール化できるかは不透明だ。

# 掘り起こし廃棄物など

## 改正廃棄物処理法で処理責任

今回の処理責任の元請一元化で建設廃棄物の排出事業者は元請業者と特定されたが、同法で排出事業者を特定したのは今回が初めて。とくに問題の多いとされる建設廃棄物の処理責任を明確化するの狙いだが、建設廃棄物の範囲については曖昧な部分がある。これまでも問題となっていた転層後に残された荷物や解体物などの残置廃棄物や、地中に埋まっている状態で発覚した掘り起こし廃棄物などの処理は問題となっていた。